

景観配慮事例のご紹介（屋上広告物撤去）

建物の高い位置にある屋外広告物は、眺望景観に影響を与える要素の一つです。このため、尾道市では、平成19年施行の「尾道市屋外広告物条例」で、景観地区内の建物屋上への屋外広告物の設置を禁止し、関係者のご協力をいただきながら、撤去を進めています。（※条例施行前から設置してある屋外広告物は、当面の間設置が認められています。）

【ご協力者】 A 様

【ご協力年月】 平成27年5月

【施工会社】 大田建築事務所（尾道市新浜二丁目9-16）

【現地写真】

【撤去前】



【撤去後】

場所：尾道市西土堂町1番12号



【ご協力者様より】 A 様

取得した建物の利用を検討する際に相談した施工業者さんから、市の本補助金制度のことを教えていただき、活用することにしました。以前は旅館として利用されていましたが、閉館されて長らく放置されていたこともあり、看板の老朽化が著しく危険な状態でした。撤去できたことで安心したのと同時に、景観の促進が図られたのであれば嬉しく思います。